

# JVA REPORT

# 12

'10 DECEMBER  
NO.143

## MAIN REPORTS

- 臨時総会開催報告  
一般社団法人移行に伴う定款変更を承認
- 定款変更新旧対照表
- ビデオレンタル店実態調査報告  
月平均売上金額は2年連続で前年割れ

SCIENCE FICTIONS

LOVE STORY

EDUCATION

ANIMATION

ACTION

KIDS

MUSICAL

CONCERT

HOW-TO

TV SHOW

社団法人 **日本映像ソフト協会** 会報

JVA新年賀詞交歓会開催のお知らせ	1
臨時総会開催報告	2
定款変更新旧対照表	2
第297、298回定例理事会開催報告	8
ビデオレンタル店実態調査報告	9
違法対策活動	11
不正商品対策協議会	12
私的録画補償金分配の申請社について	12
リレーエッセイ ⑧⑥	13
月間売上速報(9月、10月)	14
経済産業省からのお知らせ	14
日誌に見る協会の動き	14

## JVA 新年賀詞交歓会 開催のお知らせ

新春恒例の新年の賀詞交歓会を下記の要領にて開催いたします。会員社の皆様をはじめ、業界関連事業に携わっていらっしゃる皆様にお集まりいただき、新春の門出を祝いたいと存じます。お誘いあわせの上、ご参加いただけますようお願いいたします。

日時 2011年1月6日(木) 午前11時30分開宴

場所 アルカディア市ヶ谷(私学会館)  
東京都千代田区九段北4-2-25

Tel 03-3261-9921(代)

URL <http://www.arcadia-jp.org>

会費 お一人様 壱万円



地下鉄 有楽町線・南北線 市ヶ谷駅(A1-1)出口から徒歩2分  
地下鉄 新宿線 市ヶ谷駅(A1-1・A4)出口から徒歩2分  
JR中央線(各駅停車)市ヶ谷駅から徒歩2分

※なお、会員社の皆様へは総合連絡委員を窓口としてご案内しているほか、関係官庁・団体の皆様へも既にご案内状をお送りしております。参加申込みがお済でない方は、管理部肥田(ひだ)までご連絡いただきますようお願い申し上げます(事務局Tel 03-3542-4433)。

## 臨時總會開催報告

当協会は、2010年11月2日（火）午後3時より、当協会会議室において臨時總會を開催した。これは、2010年度の通常總會において（本年5月31日開催）法人制度改革関連法令に対応する件として一般社団法人化を可決したことに伴い、定款変更の承認の可否につき開催されたものである。正会員社33社のうち出席社は32社、うち書面表決7社、欠席社1社により全会一致で以下の議案が承認された。

第1号議案 一般社団法人移行に伴う理事及び監事選任人の件

第2号議案 一般社団法人移行に伴う定款変更承認の件

今後、本臨時總會で定款変更が承認されたことにより、内閣府へ申請の手続きを行う。

以下に承認された定款につき、現行定款と比較して変更された点を主に掲載する。

定款変更新旧対照表	
現行定款	新定款
	<b>第1章 総則</b> 第1条（名称）、第2条（事務所）省略 <b>第2章 目的及び事業</b> 第3条（目的）、第4条（事業）省略
<b>第2章 会員</b>	<b>第3章 会員</b>
（種別） 第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。 2 正会員は、本会の目的に賛同して入会する映像ソフトの制作事業又は頒布事業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成する団体とする。 3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。	（種別） 第5条 本会に次の会員を置く。 （1）正会員 本会の目的に賛同して入会する映像ソフトの制作事業又は頒布事業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成する団体 （2）協賛会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするもの 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
	第6条（入会）、第7条（入会金及び会費）、第8条（退会）省略
（除名） 第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、總會において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。 （1）本会の定款又は規則に違反したとき。 （2）本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う總會において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。	（除名） 第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、總會において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。 （1）本会の定款又は規則に違反したとき。 （2）本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に總會の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の議決を行う總會において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
	第10条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）省略
<b>第4章 会議</b>	<b>第4章 總會</b>
	第11条（種別）省略
（構成） 第19条 總會は、正会員をもって構成する。	（構成） 第12条 總會は、すべての正会員をもって構成する。 2 前項の總會をもって法人法上の社員總會とし、通常總會をもって法人法上の定時社員總會とする。
（権能） 第20条 總會は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 （1）總會の議決した事項の執行に関すること。 （2）總會に附議すべき事項 （3）その他總會の議決を要しない業務の執行に関する事項	（権限） 第13条 總會は、次の事項について議決する。 （1）会員の除名 （2）理事及び監事の選任又は解任 （3）理事及び監事の報酬等の額 （4）貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認 （5）定款の変更 （6）解散及び残余財産の処分 （7）その他總會で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

現行定款	新 定款
<p>(開催) 第21条 通常総会は、毎年1回以上開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認めたとき。 (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p> <p>(3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p>	<p>(開催) 第14条 通常総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認めたとき。 (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
<p>(招集) 第22条 総会及び理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の10日前までに通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。</p> <p>4 前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。</p>	<p>(招集) 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の1週間前までに通知しなければならない。</p> <p>3 前条第2項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。</p>
<p>(議長) 第23条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第21条第2項第3号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のうちから議長を選出する。</p>	<p>(議長) 第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p>
	<p>(議決権) 第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p>
<p>(定足数) 第24条 総会及び理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。</p>	<p>(定足数) 第18条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。</p>
<p>(議決) 第25条 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>2 総会及び理事会においては、第22条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。</p> <p>3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。</p>	<p>(決議) 第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>4 総会においては、第15条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
<p>(書面表決等) 第26条 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第24条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。</p>	<p>(書面表決等) 第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第18条及び前条第1項並びに第2項の規定の適用については出席したものとみなす。</p>
<p>(議事録) 第27条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p>	<p>(議事録) 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。</p>

現行定款	新 定款
<p>(1) 日時及び場所 (2) 構成員の現在数 (3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。) (4) 議決事項 (5) 議事の経過の概要 (6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p>	<p>2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。</p>
<p><b>第5章 役員及び顧問等</b></p> <p>(種類及び定数)</p> <p>第11条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事18人以上22人以内 (2) 監事2人以上3人以内</p> <p>2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長、1人を専務理事とする。</p>	<p><b>第5章 役員、顧問及び参与</b></p> <p>(役員の設置)</p> <p>第22条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 10名以上22名以内 (2) 監事 3名以内</p> <p>2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長、1人を専務理事とする。 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>
<p>(選任)</p> <p>第12条 理事及び監事は、総会において、正会員(会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては3人、監事にあっては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。</p> <p>2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。</p> <p>3 会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。</p> <p>4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>第23条 理事及び監事は、総会において、正会員(法人又は団体の場合にあっては、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては3名、監事にあっては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p>
<p>(職務)</p> <p>第13条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。</p> <p>2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>5 監事は、民法第59条の職務を行う。</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を統轄する。 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>
<p>(任期)</p> <p>第14条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員により選任された役員は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>(役員は任期)</p> <p>第26条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された理事又は監事は、前任者の任期の満了する時までとする。 3 理事又は監事は、第22条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>
<p>(解任)</p> <p>第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。 (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>(役員は解任)</p> <p>第27条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、当該役員を解任することができる。 (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知する。また、当該監事には、解任の決議を行う総会において、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>

現行定款	新 定款
<p>(報酬) 第16条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。</p>	<p>(役員の報酬等) 第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、報酬を支給することができる。 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。 3 前2項に関し必要な事項は、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(役員の実任免除) 第29条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。</p>
<p>(顧問及び参与) 第17条 本会に、顧問3人以内及び参与3人以内を置くことができる。 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。 4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。 5 第14条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。</p>	<p>(顧問及び参与) 第30条 本会に、顧問3名以内及び参与3名以内を置くことができる。 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。 4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。 5 第26条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。</p>
<p><b>第4章 会議</b></p>	<p><b>第6章 理事会</b></p>
<p>(種別) 第18条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p>	<p>(構成) 第31条 本会に理事会を置く。</p>
<p>(構成) 第19条 2 理事会は、理事をもって構成する。 3 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。</p>	<p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>
<p>(機能) 第20条 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。 (2) 総会に附議すべき事項 (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</p>	<p>(権限) 第32条 理事会は、次の職務を行う。 (1) 本会の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職</p>
<p>(開催) 第21条 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めるとき。 (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p>	<p>(開催) 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めるとき。 (2) 理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p>
<p>(招集) 第22条 総会及び理事会は、会長が招集する。 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の10日前までに通知しなければならない。 3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。 4 前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。</p>	<p>(招集) 第34条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を開会の日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、役員全員の同意があるときは、この限りではない。 4 前条第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。</p>
<p>(議長) 第23条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第21条第2項第3号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のうちから議長を選出する。</p>	<p>(議長) 第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。やむを得ない理由で会長が理事会に出席できない場合には、副会長がこれにあたる。</p>
<p>(定足数) 第24条 総会及び理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。</p>	<p>(定足数) 第36条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。</p>

現行定款	新 定款
<p>(議決) 第25条 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>2 総会及び理事会においては、第22条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。</p> <p>3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。</p>	<p>(決議) 第37条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(書面表決等) 第26条 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第24条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
<p>(議事録) 第27条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所 (2) 構成員の現在数 (3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。) (4) 議決事項 (5) 議事の経過の概要 (6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p>	<p>(議事録) 第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、出席した会長、副会長及び監事が記名押印しなければならない。</p>
<p><b>第5章 資産及び会計</b></p>	<p><b>第7章 資産及び会計</b></p>
<p>(資産の構成) 第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された財産 (2) 入会金収入 (3) 会費収入 (4) 寄附金品 (5) 資産から生じる収入 (6) 事業に伴う収入 (7) その他</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
<p>(資産の管理) 第29条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
<p>(経理の支弁) 第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
	<p>第39条 (事業年度) 省略</p>
<p>(事業計画及び収支予算) 第32条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合においては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から75日以内に総会の議決を得るものとする。</p> <p>2 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。</p> <p>3 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(事業計画及び収支予算) 第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、当該事業年度の開始の日から3ヵ月以内に総会の議決を得るものとする。</p> <p>2 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>

現行定款	新 定款
<p>4 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。</p>
<p>(事業報告及び収支決算) 第33条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後75日以内に総会の議決を得なければならない。</p> <p>2 前項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(事業報告及び収支決算) 第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
<p>(備付け書類及び帳簿) 第41条 本会は、その主たる事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。</p> <p>(1) 定款 (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類 (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類 (4) 定款に定める機関の議事に関する書類 (5) 資産及び負債の状況を示す書類 (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類</p>	<p>2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。</p>
<p>(特別会計) 第34条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。</p> <p>2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
<p>(収支差額の処分) 第35条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
<p>(借入金) 第36条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
<p><b>第6章 定款の変更・解散等</b></p>	<p><b>第8章 定款の変更・解散等</b></p>
<p>(定款の変更) 第37条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。</p>	<p>(定款の変更) 第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p>
<p>(解散) 第38条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定に基づき解散する。</p> <p>2 本会は、民法第68条第2項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。</p>	<p>(解散) 第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(剰余金の分配) 第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。</p>
<p>(残余財産の処分) 第39条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。</p>	<p>(残余財産の処分) 第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>

現行定款	新定款
<新設>	<b>第9章 公告の方法</b> (公告の方法) 第46条 本会の公告は、電子公告により行う。 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。
<b>第7章 補則</b>	<b>第10章 補則</b>
(事務局) 第42条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。	(事務局) 第48条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3 事務局長は、理事会の決議に基づいて会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
(実施細則) 第43条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。	<削除>
<b>附 則 (平成13年7月2日)</b>	<b>附 則</b>
この変更規定は、経済産業大臣の認可のあった日から施行する。	1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。 2 本会の最初の会長は高井英幸、副会長は桐畑敏春とする。 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### 第297、298回定例理事会開催報告

**第297回定例理事会**は、10月5日(火)午後2時より協会会議室において開催された。議事の要旨は次の通り。

- 第1号議案 2011年重要会議・行事日程の件・・・承認
- 第2号議案 2011年新年賀詞交歓会開催の件・・・承認
- 第3号議案 定款変更案承認の件・・・承認
- 第4号議案 会員規程改定案承認の件・・・承認
- 第5号議案 臨時総会開催承認の件・・・承認

開催日 11月2日 午後3時より

場 所 当協会会議室

議 案 一般社団法人移行に伴う定款変更に関する件  
その他、事務局からの報告事項は次の通り。

各部会委員会報告について、ビデオレンタル店実態調査報告書について、2010年8月度ビデオソフト売上速報について、DVDハードの国内出荷実績について、経済産業省からの「平成22年度調査票提出促進運動」に関する広報の依頼について、実施事業(継続事業)の内容等(案)について等。

**第298回定例理事会**は、11月2日(火)午後2時より協会会議室において開催された。議事の要旨は次の通り。

- 第1号議案 一般社団法人移行への移行申請における継続事業案承認の件・・・承認
- 第2号議案 日本バレーボール協会との商標使用に関する覚書締結承認の件・・・承認
- 第3号議案 「DVD・オブ・ザ・イヤー2010」に対する後援名義使用承認の件・・・承認
- 第4号議案 「ビデオ・オブ・ザ・イヤー2010」に対する後援名義使用承認の件・・・承認
- 第5号議案 「MIDEM/JAPAN STAND 2011」に対する後援名義使用承認の件・・・承認

その他、事務局からの報告事項は次の通り。

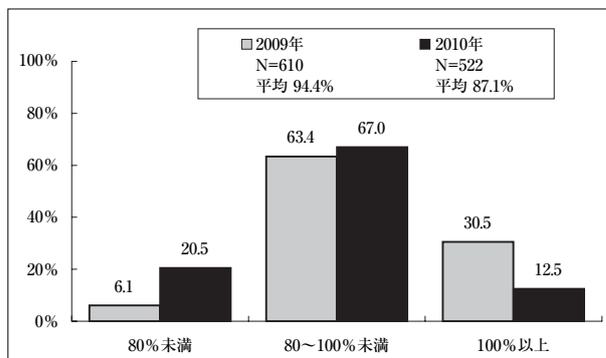
各部会委員会報告について、2010年9月度ビデオソフト売上速報について、DVDハードの国内出荷実績について等。

## 月平均売上金額は2年連続で前年割れ。 旧作レンタル料金の大幅値下げが大きく響く。

統計調査委員会（藤浦昭委員長 ㈱ポニーキャニオン）は、本年6月に実施した第24回ビデオレンタル店実態調査の結果をまとめ、10月22日（金）に記者発表会を行い、一般に公開した。本号と次号の2回にわたり、調査結果についてレポートする。

これによると、昨年夏以降実施されている大手レンタルチェーンを中心とした廉価貸出キャンペーンの影響が大きく、貸出数量や会員数は大きく伸ばしたものの、単価の下落が影響し、ビデオレンタルの月平均売上金額は2年連続で低下。売上金額の対前年比の平均値は87.1%と大変苦しい状況となっていることが数字に表れた。

図1.総売上対前年比分布



### <調査結果の概要>

#### ◎月平均総売上は2年連続で前年割れ。 売上対前年比の平均は87.1%。

ビデオレンタル総売上の対前年比をみると、前年を100%とした場合にこれを上回ったと回答した店舗の構成比は、前年の30.5%から12.5%に減少、1割強の店舗しか前年を上回ることが出来なかったこととなる。対前年比80%~100%未満となった店舗は全体の67.0%となり、前年の63.4%よりやや増加、80%にも届かなかった店舗も前年の6.1%から20.5%と激増した。これにより、対前年比の平均値は87.1%となった（図1）。

一方、ビデオレンタルの月平均総売上金額は536.4万円となり、2年連続で前年を割り込むこととなった（表1）。同平均金額の前年比は96.3%となるが、算出のために用いた有効回答票数が、前年の644票に対し本年は504票となり2割以上も減少しているため、前年比に影響していると考えられる。むしろ月平均総売上金額の前年比よりも、対前年比による比較のほうがレンタル店の実感に近いと思われる。

表1.各調査項目の平均値

		2010年 ( )内は前年比			
ビデオレンタル部門の月平均売上	総売上	536.4万円(96.3%)			
	D/BD/V	DVD 534.2万円(96.9%)	BD 6.0万円(162.2%)	VHS 4.4万円(53.0%)	
レンタル実施率		99.5%	83.3%	60.4%	
売上対前年比別店舗数構成比	80%未満	20.5%			
	80~100%	67.0%			
	100%以上	12.5%			
DVD・BD平均レンタル料金 単位:円 ※斜体字は前年差		DVD		BD	
		新作	旧作	新作	旧作
	当日料金	314 <i>1</i>	246 <i>-17</i>	321 <i>-17</i>	254 <i>-43</i>
	1泊2日料金	371 <i>-4</i>	273 <i>-32</i>	376 <i>-25</i>	282 <i>-49</i>
	2泊3日料金	438 <i>2</i>	290 <i>-25</i>	439 <i>-24</i>	299 <i>-45</i>
	一週間料金	416 <i>9</i>	261 <i>-51</i>	422 <i>-4</i>	267 <i>-74</i>
延滞料金	247 <i>-10</i>	236 <i>-10</i>	247 <i>-13</i>	239 <i>-14</i>	
月平均貸出枚・本数	枚・本数	DVD 25,938枚(112.0%)		BD 168枚(300.0%)	
月平均仕入	金額(万円) 枚・本数	DVD ※1 245.6万円(100.2%) 740枚(90.8%)		BD 4.8万円(200.0%) 20枚(250.0%)	
在庫	総在庫枚・本数	39,812枚・本(124.6%)			
	枚・本数	DVD 39,484枚(128.8%)	BD 331枚(248.9%)	VHS 2,137本(59.7%)	
	タイトル数	23,887タイトル(126.5%)	273タイトル(250.5%)	2,241タイトル(79.1%)	
店舗面積	店舗総面積	254.1坪(112.2%)			
	レンタル部門面積	99.0坪(115.4%)			
兼業比率	兼業	97.6%			
	専業	2.4%			
会員数	総数	13,259人(138.4%)			
	男性	61.2%			
	女性	38.8%			
駐車場保有率	保有率	89.8%			
	台数 ※2	58.4台			

※1 仕入に関する回答数が極端に減少したため、前年比較が困難になっている。  
※2 専用駐車場のみ(ショッピングモールなどの共有駐車場は除く)

## ◎旧作レンタル料金の大幅値下げが売上減少に大きく響く。

前回調査の2009年7月以降、大手チェーンなどによる貸出料金の廉価キャンペーンが実施され、今回の調査時点まで引き続き継続されているが、大手チェーン以外のショップにも影響が及び、業界全体がレンタル料金競争の渦中にある。その実態は今回の調査結果にも如実に表れた。

レンタルの中心であるDVDについて、月平均売上金額を月平均貸出枚数で割り、単純に1枚当たりの貸出単価を算出すると、2008年の250.5円、2009年の237.9円、そして2010年が206.0円と廉価が進行しているのがわかる。2009年の対前年比が95.0%であったのに対し、2010年は同86.6%となり、下げ幅が大きくなっている。またその前年比は、奇しくも売上対前年比の平均値（87.1%）に近くなっている。

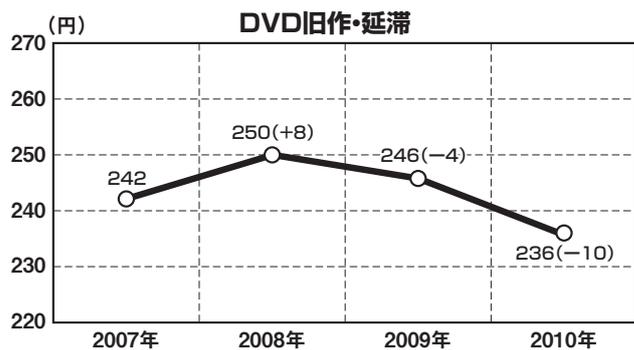
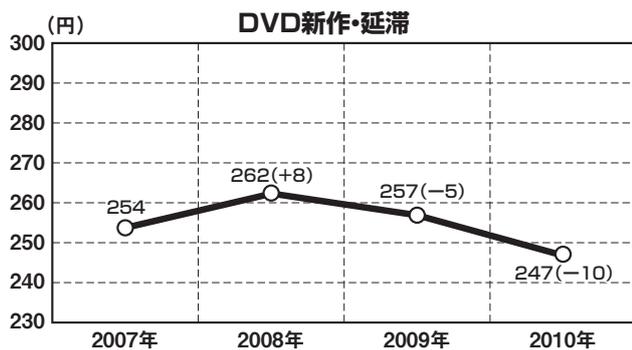
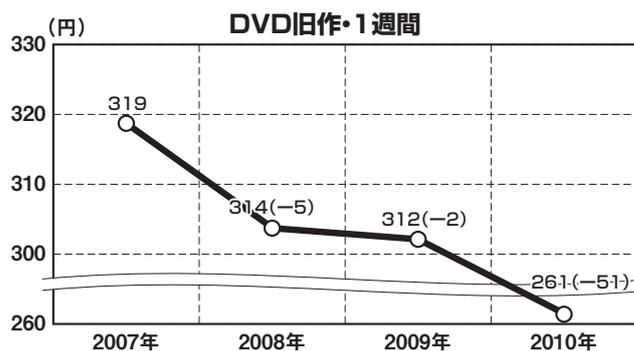
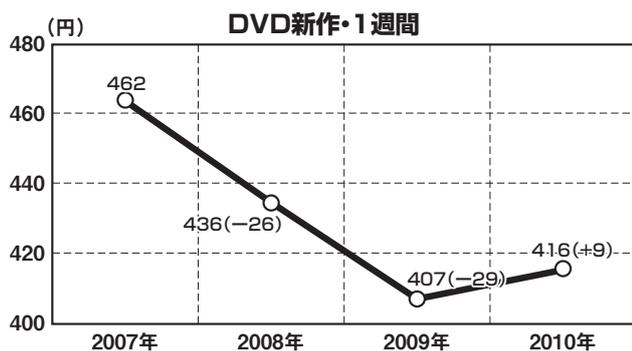
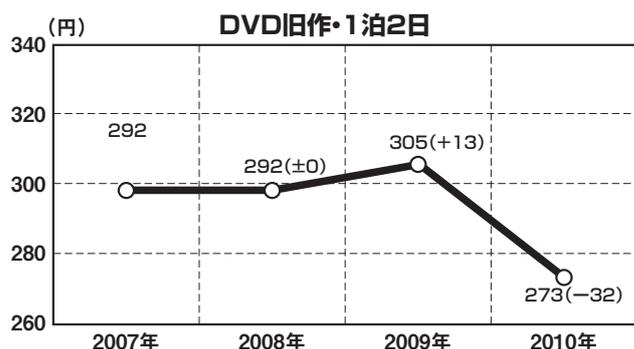
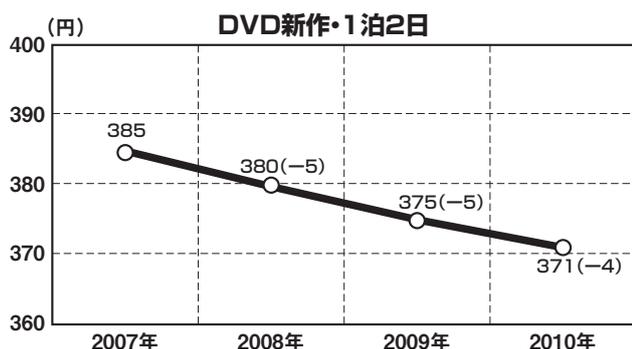
貸出料金の回答結果をみても、旧作においては、当日料金が前年より-17円、1泊2日料金が-32円、2泊3

### <調査実施概要>

調査対象	社日本映像ソフト協会レンタルシステム加盟店のレンタルビデオ店 (ネットレンタル及び自動レンタル機器によるレンタルを除く)
調査時期	2010年6月
調査方法	郵送アンケート方式
調査対象期間	2009年6月～2010年5月の1年間
調査票送付数	3,207票
有効回答標本数	607票 (有効回答率18.9%)
調査主体	社日本映像ソフト協会
集計分析	株文化科学研究所
集計機関	株ビデオリサーチ

日料金が-25円、一週間料金が-51円、延滞料金が-10円となり、一週間料金の下げ幅が最も大きい、そのほかのどのレンタル期間の貸出料金も大きく平均金額を下げている。新作においては、当日料金がプラス1円、2泊3日料金がプラス2円、一週間料金がプラス9円となったが、1泊2日料金、延滞料金がマイナスとなっている。旧作料金の大幅な値下げが売上全体に大きな影響を与えていると言えよう(図2)。

図2.平均DVDレンタル料金



# ビデオレンタル店実態調査

## ◎貸出数量、会員数は大幅に増大。 売上増に結びつける工夫を。

一方、貸出数量は廉価キャンペーン効果もあってか、DVDにおいては25,938枚と前年比112.0%の伸長となった(図3)。前年はやや伸び悩みの傾向がみえていたが、2010年は大きく盛り返し、過去最大の貸出数量となった。また、会員数も停滞気味であった近年の傾向を破り、13,259人となり前年比138.4%と大幅な伸長を見せ、こちらも過去最大の平均会員数となった(図4)。しかし、貸出数量や会員数は大幅に増加したものの、単価の

下落が影響し、売上増には結びついていないという苦しい結果となった。結果的に、1ヶ月の会員一人あたりの売上単価(月平均売上金額÷会員数)も2009年の581.6円から404.6円へと約3割減少することとなった。キャンペーンによって増加した会員の来店頻度を高め、いかにして売上増に結びつけるか、工夫が切望されるところである。

図3. 貸出枚(本)数の推移

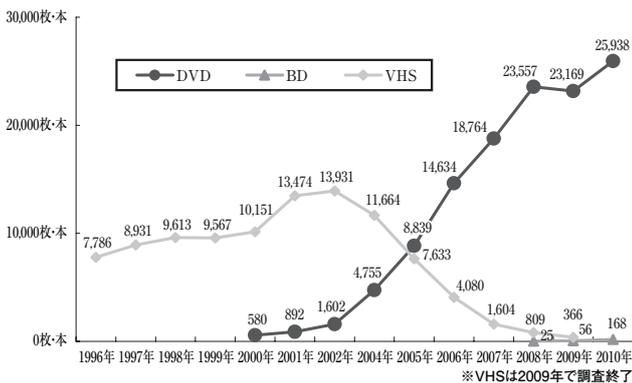
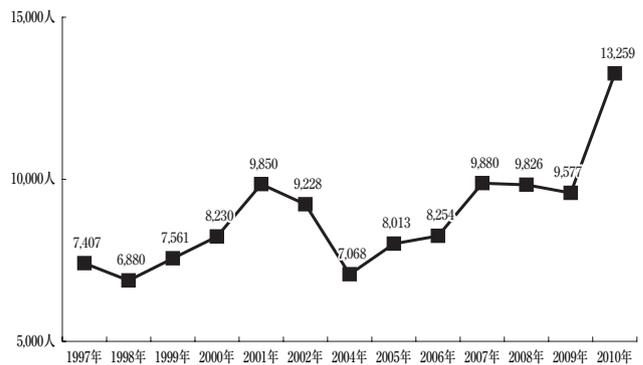


図4. 会員数の推移



## 違法対策活動 ANTI-PIRACY

### 関西地区連絡協議会でレンタル店啓発キャンペーンを実施

9月、10月度は、滋賀県、大阪府、鳥取県、三重県、岐阜県、静岡県、山梨県、福岡県、愛媛県、島根県、福井県、広島県、香川県、和歌山県、兵庫県のビデオレンタル店197店の調査・折衝を行った。廃業等の117店を除き、実質的に営業をしていた80店のうち、海賊版DVDの所持が1件、セル用DVDのレンタル転用が27件の違法行為が確認された。違法行為の確認率は35%。

9月2日に関西地区連絡協議会のメンバーとともにレンタル店啓発キャンペーンを実施し、大阪府内のビデオレンタル店8店の調査・啓発を行った。このうち廃業の2店を除く6店中、海賊版DVDの所持が1件(海賊版814枚を確認、722枚を回収)、そのほか、セル用DVDのレンタル転用が5件となった。

また、静岡と山梨では自動レンタル機内でのセル用DVDのレンタル転用を確認している。静岡の自動レンタル機ではDVD総数550枚のうち、500枚がセル用DVD、山梨では、総数350枚のうち250枚がセル用DVDだった。

#### 9月～10月実績

調査店	197店
営業店数	80店
違法行為	海賊版所持 1件
確認件数	セル用商品のレンタル転用 27件
海賊版確認数	DVD 814枚
刑事告訴事件数	0件
警察による海賊版押収本数	0枚
違法行為確認率	35%

#### 調査状況一覧表

調査地区	内訳			海賊版・サンプル版頒布所持			セル商品のレンタル転用
	許諾店	無許諾	廃業等	所持店	確認数	回収数	
滋賀県	2		6				
大阪府	11	2	5	1	DVD814枚	DVD722枚	12
鳥取県	10		2				1
三重県	10	2	24				1
岐阜県			1				
静岡県	2						2
山梨県		1					1
福岡県	1	1					2
愛媛県	14		34				6
島根県	3		12				
福井県	9		16				
広島県	1						1
香川県	1						
和歌山県	8		17				
兵庫県	2						1
合計	74	6	117	1	DVD814枚	DVD722枚	27

## 『ほんと?ホント!フェアin秋葉原』盛大に開催 『まなびピア高知』にも出展参加

不正商品対策協議会では、11月28日(日)に、不正商品を排除しようとの主旨のもと「許さない!偽ブランド・海賊版・違法ダウンロード」をテーマに、『ほんと?ホント!フェアin秋葉原』を、AKIBA SQUARE(秋葉原UDXビル2F・イベントスペース)において開催した(後援:知的財産戦略本部、警察庁、総務省、外務省、財務省、文化庁、経済産業省、警視庁)。

今回で24回目を迎える『ほんと?ホント!フェア』は、インターネットの進展と普及に伴い潜在かつ深刻化する知的財産の侵害問題をメインに取り上げ、電気街そして日本文化の情報発信地である秋葉原を会場に、知的財産の保護と不正商品の排除を広く訴えかけた。また今回は、タレントの藤本美貴さんを海賊版・偽ブランド撲滅キャンペーン隊長に任命し、アイドルグループのスマイレージをキャンペーン応援隊として迎えて、知的財産〇×クイズ大会等を実施するなどして、若年層を中心に知的財産を保護することの大切さについて理解を求めた。



▲藤本美貴さん、スマイレージを迎えての「ほんと?ホント!フェア in秋葉原」



▲来場者も参加した〇×クイズ大会

また、11月20日(土)～11月21日(日)には、高知県において開催された「全国生涯学習フォーラム高知大会 まなびピア高知2010」(文部科学省及び高知県教育委員会等の主催)に出展参加した。(開催地:高知ちばさんセンター)

ACAは平成元年の第1回千葉県開催時より参加しており、今回も知的財産の大切さを来場者に楽しみながら学んでいただくため、ホンモノ・ニセモノの比較展示や知的財産に関するクイズ大会を行った。



▲ホンモノ・ニセモノの比較展示に見入る来場者。「まなびピア高知2010」にて

### 私的録画補償金分配の 申請社について

2011年1月末に協会より分配予定の私的録画補償金の申請は、2010年9月末で締め切れ、8社から申請があった。今期の対象放送期間は2009年下期(2009年10月～2010年3月末)で、この対象期間中に当協会の正会員の資格を有し、対象著作物(映像作品)の権利者で他の該当申請団体がない(重複しない)権利者が対象となる。申請のあった8社には、協会規定/細則により私的録画補償金が分配される。

<今期の申請受理社>

ギャガ(株)/株第一興商/株ショウゲート/TCエンタテインメント(株)/東宝東和(株)/日活(株)/バンダイビジュアル(株)/株ポニーキャニオンの8社。



(株)エスピーオー専務取締役 横田 博氏からのご紹介

●小林 直樹 氏(東映(株)映像本部ビデオ営業部部長代理)

## 「池と私と車と亀と」

8年程前から、早朝出勤前に自宅近くの公園を走ることを日課にしている。

息子のサッカーチームに審判員が必要ということで、審判資格を取得しなければならないハメになり、私の住む神奈川県では、当時筆記試験の他に走力テストがあったので、40過ぎのオジサンがどの程度走れるのか、試しに走り始めたことが、そもそものきっかけである。まあ、それなりに走れて試験はパスできたが、息子も今はバスケットに転向し、審判など全くする必要がなくなった。それでも、飽きずに、体力維持のためと思い、何となく今でも公園の周りを走っている。つい数年前までは、タイムを気にしながら走っていたが、将来はホノルルマラソンに出たいなどという気は毛頭ないので、そんなに早く走ることにこだわらなくてもと考え直し、最近時計も付けず、楽しく走ることにしている。

その公園には周囲300メートルほどの池があり、そこには鴨が遊び、春は桜を眺めながら、夏は蝉しぐれを聞きながら、この頃は色づいた落葉を踏みしめながら、その日の体調次第でペースを上げたり、落としたりして、景色を楽しみながら気ままに走るのが続けられるコツかなと思っている。おかげかどうか、今のところ病とは縁遠く、健康診断でも不安を覚えるようなことはないで、たまに会う同級生たちの病氣告白合戦には「へええ」と相槌を打つのみである。毎日の余計な洗濯物をたたんでいる家内には、病に関してはアンタぐらい脳天気な人はいないと言われていた始末。結構ではないか。元気で留守がちな亭主なんて。

ところで、話は健康維持のことではない。ある朝走っていた時に会った亀のことである。

公園の周りの小道には車一台ギリギリ通れる一方通行の車道部分があり、早朝などはめったに車が通ることはないので、平気で私はそこを走っているが、たまに背後から車が追ってくる時は全力モードに切り替え、公園の中に走りこむことにしているのだ。

その一般車が走る道でノロノロと歩いている体長20センチ強くらいの亀を見つけた。

走り初めて2、3周目くらいだったと思う。「あんなところを歩いているたら危ないなあ。そもそも何であんなところを亀は歩いているのだろうか?走り終わったら、池に戻してやろう」などと考えつつ、走っていると、そこに運悪く車が走ってきた。そして亀が歩いている辺りで何とも乾いた「パン！」という音がした。私は思わず「あああ！」と声を漏らし、全力でそこまで走っていくと、甲羅は十字状にヒビが入って割れ、その奥に肉が見え血が噴き出していた。

亀は苦しんでもがいているようにも見えたが、それでも何

故か私の目には一歩でも前に進もうとしているように見えた。しかし、手足が動いているだけで実際には全然進めない。

しゃにむに前へ行こうとしているが、進む力を一瞬にして、あの車に奪われてしまったのだ。あれだけの音がしたのだから運転手も気付いただろうに、車を止めもせず去ってしまった。私はその運転手を恨むより、自分ももっと早く亀を道路脇か池に戻してあげればよかったのだと自責の念にかられ、徐々に緩慢になってゆく手足の動きを見守りながら、死の淵へと向かってゆくこの偶然出会った亀に対して、両手を合わせて祈りを捧げることぐらいしか出来なかった。「ゴメン、悪かった。でも君はもう十分頑張ったよ」と。

その亀を見知っていた訳でもなかったが、何故か深い悲しみが湧いてきた。小さい頃近所で拾った亀を飼ったことがあったが、手に負えなくなって母と川に離しに行ったことも急に思い出した。

亀は万年などと言われ長寿の象徴とされている生き物だが、実際には、一般的な日本のクサガメは本来30~40年の寿命だそう。それでも私にはその亀はまだ前途がありそうに思えた。どこかへ行こうとしていたのか。あるいは、その池から逃げ出したかったのか。どこか家族か仲間のもとへ帰ろうとしていたのか。勿論知る由もない。

ただ、毎朝公園を走るたびに、十字架を背負うごとく、彼(雌雄は不明だが)のことを思い出さずにはいられない。ただ、彼を救えなかった自分がいるだけだ。

そして最近こんな風に考えるようになった。

「さて、我々はこの亀とどこが違うのか?」賢い方はそんな危険な道を歩くようなことはしないとすうかも知れない。でも、危険かどうか誰がわかるか。また自分に自信がある方は自分は亀のように遅くない。もっと早く走れるし、よけることも出来るのだとすうかも知れない。でも、どんなに早く動いても、より早く動くもの、より強大なるものを避けることは出来ないだろう。そもそも私には、元から彼を救うことなど出来はしなかったのだ。

回りをよく見れば、我々の日常はなんてたくさんのリスクや罠に満ちているのだろう。

ある日、大きな目に見えない力が突然目の前に現れ、襲いかかってくる。そして容赦もなく、踏み潰していくのだ。結構。それが何であれ、逃げやしない。文句を言っても仕方ないのだ。

彼を救えなかった私だが、ゆっくりとでも良いので、私も彼のように、ジタバタと前に進んで行こう。小さい池から飛び出して行こう。世界はたくさんの危険に満ちてはいるが、もっと広い世界を見るのだ。

# 統計

## 2010年9月度

	9 月 実 績 (金額単位:百万円 数量単位:千本・千枚)								1 月 ~ 9 月 の 累 計										
	金額	構成比	前年 同月比	数量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金額	構成比	前年 同期比	数量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比		
販売用	11,925	60.1%	80.8%	3,290	52.5%	83.4%	616	104.8%	増 減 11社 19社 1社	99,597	62.9%	90.7%	33,239	61.7%	97.0%	4,827	90.7%		
レンタル店用	7,807	39.3%	84.1%	2,935	46.8%	80.4%	509	114.4%		57,868	36.6%	84.8%	20,158	37.4%	87.5%	4,492	91.3%		
業務用	126	0.6%	126.0%	46	0.7%	41.4%	8	400.0%		851	0.5%	177.7%	468	0.9%	247.7%	79	125.4%		
DVDビデオ	19,858	83.7%	82.3%	6,271	87.6%	81.4%	1,133	109.5%		158,316	84.1%	88.7%	53,865	87.2%	93.7%	9,398	91.2%		
販売用	3,621	93.8%	165.7%	765	86.1%	172.3%	164	167.3%		増 減 15社 9社 3社	28,539	95.3%	213.5%	6,900	88.1%	247.3%	1,149	165.8%	
レンタル店用	237	6.1%	285.5%	123	13.9%	467.2%	24	600.0%			1,349	4.5%	129.8%	919	11.7%	258.5%	180	88.7%	
業務用	2	0.1%	ERR	0	0.0%	1744.4%	0	ERR			51	0.2%	850.0%	12	0.2%	542.2%	0	ERR	
ブルーレイ	3,860	16.3%	170.2%	888	12.4%	188.9%	188	184.3%			29,939	15.9%	207.7%	7,831	12.7%	248.8%	1,329	148.3%	
UMD	3	0.0%	13.6%	3	0.0%	15.2%	0	0.0%			増 減 0社 1社 1社	86	0.0%	24.0%	76	0.1%	28.4%	61	79.2%
合 計	23,721	100.0%	89.7%	7,126	100.0%	87.4%	1,321	115.7%				188,341	100.0%	97.4%	61,771	100.0%	101.4%	10,788	95.6%

◎今月の売上報告社数……31社(\*前年同月の報告社数33社) 無回答社……2社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合  
◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。  
◎2010年調査よりビデオカセットを調査対象外とした。そのためビデオソフトの合計値の前年同月比、前年同期比の算出には、当該期のビデオカセットの実績を除いた数値を用いている。  
◎累計値には、1月~6月の数値として、2010年上半期調査による数値(統計報告書Vol.70)を用いている。

## 2010年10月度

	10 月 実 績 (金額単位:百万円 数量単位:千本・千枚)								1 月 ~ 10 月 の 累 計										
	金額	構成比	前年 同月比	数量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金額	構成比	前年 同期比	数量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比		
販売用	8,399	57.5%	55.2%	2,675	47.7%	54.9%	494	81.1%	増 減 10社 20社 0社	107,996	62.5%	86.3%	35,914	60.4%	91.8%	5,321	89.7%		
レンタル店用	6,158	42.2%	84.6%	2,850	50.8%	100.4%	561	74.8%		64,026	37.0%	84.8%	23,008	38.7%	88.9%	5,053	89.1%		
業務用	50	0.3%	75.8%	82	1.5%	262.1%	1	10.0%		901	0.5%	165.3%	550	0.9%	249.8%	80	109.6%		
DVDビデオ	14,607	77.0%	64.7%	5,607	83.0%	72.5%	1,056	77.1%		172,923	83.4%	86.0%	59,472	86.8%	91.2%	10,454	89.5%		
販売用	4,111	94.4%	187.5%	1,015	88.1%	241.0%	139	139.0%		増 減 12社 12社 3社	32,650	95.2%	209.8%	7,915	88.1%	246.5%	1,288	162.4%	
レンタル店用	244	5.6%	294.0%	137	11.9%	176.7%	75	750.0%			1,593	4.6%	142.0%	1,056	11.8%	243.8%	255	119.7%	
業務用	0	0.0%	ERR	0	0.0%	1300.0%	0	ERR			51	0.1%	850.0%	12	0.1%	547.3%	0	ERR	
ブルーレイ	4,355	23.0%	191.3%	1,152	17.0%	231.1%	214	194.5%			34,294	16.5%	205.5%	8,982	13.1%	246.4%	1,543	153.4%	
UMD	-1	0.0%	ERR	0	0.0%	1.8%	0	0.0%			増 減 0社 1社 1社	85	0.0%	21.9%	76	0.1%	26.2%	61	73.5%
合 計	18,961	100.0%	76.2%	6,759	100.0%	81.8%	1,270	85.5%				207,302	100.0%	95.0%	68,531	100.0%	99.1%	12,058	94.5%

◎今月の売上報告社数……31社(\*前年同月の報告社数33社) 無回答社……2社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合

### ●● 経済産業省からのお知らせ ●●

当協会の主務官庁である経済産業省から  
下のような協力依頼がありました。

#### 製造事業所の皆様へ 工業統計調査にご協力ください

平成22年工業統計調査を12月31日現在で行います。

調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

(経済産業省)

#### ▼日誌に見る協会の動き

##### [10月]

- 1日 ACA企画広報部会
- 4日 BBマルチメディア委員会
- 5日 理事会
- 6日 マーケティング委員会
- 8日 業務使用対策委員会
- 12日 総合連絡委員会
- 15日 マーケティング委員会懇親ゴルフ会
- 21日 レンタル運用委員会
- 22日 レンタル店実態調査記者発表  
法制度委員会  
著作権部会
- 23日 第23回東京国際映画祭(～31日)

- 27日 ACAシンポジウム運営委員会
- 28日 業務部会幹事会

##### [11月]

- 2日 理事会  
臨時総会  
マーケティング委員会
- 4日 関西地区連絡協議会(～5日)
- 8日 ACA企画広報部会
- 9日 権利者団体対応委員会  
総合連絡委員会
- 11日 ACA企画広報部会  
中部地区連絡協議会(～12日)

- 12日 業務使用対策委員会  
役員懇親ゴルフ会
- 18日 法制度委員会
- 19日 権利者団体対応委員会  
著作権部会
- 20日 ACA「まなびピア高知  
生涯学習フェスティバル」(～21日)
- 24日 ACAシンポジウム運営委員会
- 25日 業務部会幹事会
- 26日 ACA企画広報部会
- 28日 ACA「ほんと?ホントフェアin秋葉原」
- 29日 BBマルチメディア委員会

# 社団法人 日本映像ソフト協会

会員社名(五十音順) 2010年12月1日現在

## ■ 正会員 (33 社)

(株)アニプレックス  
アミューズソフトエンタテインメント(株)  
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)  
エイベックス・マーケティング(株)  
(株)エスピーオー  
(株)NHK エンタープライズ  
角川映画(株)  
(株)角川書店  
ギャガ(株)  
キングレコード(株)  
ジェネオン・ユニバーサル・エンターテイメントジャパン(同)  
(株)小学館  
(株)ショウゲート  
松竹(株)  
(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント  
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント  
(株)第一興商  
TCエンタテインメント(株)  
東映ビデオ(株)  
東宝(株)  
東宝東和(株)  
(株)東北新社  
20世紀フォックス  
ホームエンターテイメントジャパン(株)  
日活(株)  
(株)バップ  
(株)ハピネット  
パラマウント ジャパン(株)  
バンダイビジュアル(株)  
ビクターエンタテインメント(株)  
(株)ポニーキャニオン  
(株)メディアファクトリー  
ユニバーサルミュージック(同)  
ワーナーエンターテイメントジャパン(株)

## ■ 協賛会員 (23 社)

(株)アイ信  
(株)一丸堂印刷所  
(株)IMAGICA  
ヴィジョネア(株)  
(株)キュー・テック  
(株)金羊社  
(株)ケンメディア  
カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)  
(株)ジャパン・ディストリビューション  
システム  
(株)星光堂  
ソニー PCL (株)  
大日本印刷(株)  
(株)東京現像所  
東芝デジタルフロンティア(株)  
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ  
(株)トーハン  
東洋レコーディング(株)  
日本出版販売(株)  
日本レコードセンター(株)  
ビクタークリエイティブメディア(株)  
(株)富士フイルムメディアクレスト  
(株)ムービーマネジメントカンパニー  
メモリーテック(株)